

令和元年11月14日

保護者 様

学校法人貴庵寺学園リリー幼稚園

インフルエンザ罹患に伴う治癒証明書の取扱いについて

日頃、本園の教育活動に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、幼稚園において予防すべき感染症の一つであるインフルエンザにつきまして、治癒証明書（登園許可証明書）取得に伴う家庭や医療機関の負担軽減、感染症の感染拡大を防ぐため、令和元年12月1日より登園再開の判断を下記のとおり変更いたします。

記

- 1 変更点
 - ・インフルエンザと診断された際、別紙「インフルエンザ罹患証明書」を医師に記入してもらう。
 - ・出席停止期間中は各家庭で体温測定等の健康観察を行い「インフルエンザ経過報告書」に保護者が記入する。
 - ・出席停止期間を満了した時点で登園可能となります。その際、従来の登園許可証明書は必要ありません。

- 2 その他
 - ・裏面にQ&Aを載せましたので、そちらも御確認ください。
 - ・別紙「インフルエンザ罹患証明書」は御家庭で保管し、今後インフルエンザ様症状で医療機関に受診する際に持参してください。

- Q 1 「罹患証明書」は、どうしたらよいですか？
- A 1 今回配布した用紙を御家庭で保管し、インフルエンザ様症状で医療機関を受診する際に持参し、医師に記入してもらってください。
用紙を紛失してしまった場合は、本園ホームページからダウンロードできます。また、園に取りに来ていただければお渡しします。
- Q 2 受診する際に「罹患証明書」を忘れてしまった場合、どうすればよいですか？
- A 2 受診した医療機関に用紙が置いてあれば書いていただけます。
医療機関に用紙がなかった場合は、本園ホームページからダウンロード または園に取りに来ていただき、「インフルエンザ経過報告書」に体温等を記入してください。
後から医療機関に記入してもらいに行く必要はありません。
登園する際に、インフルエンザに罹患したことを証明できるもの（お薬手帳、調剤明細書、薬の説明書の写し等）を併せて提出してください。
- ※ インフルエンザに罹患したことを証明できるものが提出されない場合、出席停止と認められない場合がありますので御注意ください。
- Q 3 出席停止期間は何日ですか？
- A 3 発症した日を0日として、その後5日間（計6日間）を経過し、かつ、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を3日間経過するまでです。
- Q 4 熱が下がって3日たてば、発症してから5日間経過していなくても登園できますか？
- A 4 できません。
発症した日を0日として、その後5日間を経過するまでは登園できません。
- Q 5 インフルエンザ以外の感染症による出席停止の書類はどうなりますか？
- A 5 この罹患証明書はインフルエンザのみ使用します。その他の出席停止が必要な感染症は今までどおり「登園許可証明書」が必要となります。